

平成24年第2回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成24年6月25日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	7番 松永 渉
8番 吉田 正	9番 檜原 賢二
10番 木村 松雄	11番 阿部 雅志
12番 岩本 雅雄	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（2名）

6番 笠井 高章	13番 稲井 隆伸
----------	-----------

会議録署名議員

7番 松永 渉	8番 吉田 正
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 井内 俊助	市民部長 石川 春義
健康福祉部長 坂東 恵子	産業経済部長 田村 豊
建設部長 西村 賢司	庁舎建設局長 出口 芳博
教育次長 新居 正和	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 姫田 均	健康福祉部次長 川井 剛
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 友行 義博
吉野支所長 岡田 清	土成支所長 矢部 和寿
市場支所長 森本 修次	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸
農業委員会局長 森本 浩幸	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 林 正 二                      事務局長補佐 成 谷 史 代  
事務局長補佐 古 川 秀 樹

議事日程

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度阿波市一般会計補正予算(第5号)について)
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について)
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について)
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について)
- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第5号)について)
- 日程第 6 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市税条例の一部改正について)
- 日程第 7 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第 8 議案第39号 平成24年度阿波市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 9 議案第40号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第41号 阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第44号 土地の取得について(新庁舎等建設用地の取得)
- 日程第12 議案第45号 土地の取得について(学校給食センター建設用地の取得)

日程第 1 3 議案第 4 6 号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

日程第 1 4 議案第 4 7 号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 1 5 請願第 2 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出を求める請願

(日程第 1 ～日程第 1 5 委員長報告・質疑・討論・採決)

追加日程第 1 議案第 4 8 号 教育委員会委員の任命について

追加日程第 2 議案第 4 9 号 公平委員会委員の選任について

追加日程第 3 議案第 5 0 号 固定資産評価員の選任について

追加日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第 5 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第 6 議案第 5 1 号 阿波中学校地震補強工事のうち東校舎その他工事（第 2 工区）請負契約の締結について

日程第 1 6 発議第 2 号 外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書について

日程第 1 7 発議第 3 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について

日程第 1 8 議員派遣の件

日程第 1 9 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（阿部雅志君） ただいまの出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第 1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について）

日程第 2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）

日程第 3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について）

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）

日程第 5 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第5号）について）

日程第 6 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）

日程第 7 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第 8 議案第39号 平成24年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第 9 議案第40号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第10 議案第41号 阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第44号 土地の取得について（新庁舎等建設用地の取得）

日程第 1 2 議案第 4 5 号 土地の取得について（学校給食センター建設用地の取得）

日程第 1 3 議案第 4 6 号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

日程第 1 4 議案第 4 7 号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 1 5 請願第 2 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出を求める請願

○議長（阿部雅志君） 日程第 1、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について）から日程第 1 5、請願第 2 号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出を求める請願までを一括議題といたします。

以上の案件につきましては、所管の常任委員会に付託してありますので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長岩本雅雄君。

○総務常任委員長（岩本雅雄君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る 6 月 1 8 日、委員 6 名が出席して会議を開き、付託されました承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号））の所管部分について、承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について）、承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について）、承認第 6 号専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）、承認第 7 号専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）、議案第 3 9 号平成 2 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）の所管部分について、議案第 4 0 号住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定所管部分について、議案第 4 4 号土地の取得について（新庁舎等建設用地の取得）について、議案第 4 6 号徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について、議案

第47号徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、請願第2号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出を求める請願についての議案10件、請願1件について、理事者より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、提出議案はすべて原案のとおり承認、可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号））所管部分について、総務部関係では、委員より、企画費の自治会育成振興費交付金の120万円の減額は、自治会の減少によるものか、また自治会の結成推進はどの質疑があり、理事者より、この減額は自治会の減少によるものである。新しく組織をつくることは非常に少なく、解散や自治会の戸数の減少もあり、平成21年度以降減少傾向にある。自治会の今後の育成については、今のところ現状維持をお願いしている。今後、防災も含めた形で自治会の育成をお願いしたいとの答弁でありました。

次に、議案第40号住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定所管部分について、市民部関係では、委員より、住民基本台帳法が変わることによる阿波市としてのメリットはどの質問があり、理事者より、今回の改正で、外国人と日本人が同じ台帳で管理されることにより、同様の行政サービスが提供され、行政事務の効率化が図られるとの答弁でした。

なお、請願2号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出を求める請願書は異議があり、挙手採決の結果、挙手多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 以上で総務常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから委員長報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長吉川精二君。

○文教厚生常任委員長（吉川精二君） おはようございます。

議長の名指がございましたので、文教厚生常任委員会の審査結果と経過をご報告申し上げます。

本委員会は、去る6月19日、委員7名全員が出席して会議を開き、付託されました承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号））所管部分について、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第5号）について）、議案第39号平成24年度阿波市一般会計補正予算（第2号）所管部分について、議案第40号住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定所管部分について、議案第41号阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第45号土地の取得について（学校給食センター建設用地の取得）、以上7議案について、関係部署より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、提出議案はすべて原案のとおり承認及び可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程でありました、質疑の主なものについて簡単にご報告を申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号））所管部分について、健康福祉部関係では、委員より、民生費の放課後健全育成事業費の運営委託料が263万5,000円の減額となっているが、放課後児童クラブに通う児童数の減少によるものであるかとの質疑があり、理事者より、前年度実績により当初予算を計上し、年度当初に計画書に基づき委託契約をしているが、途中の児童数の変動などにより最終的に精算するためであり、利用実績による減額であるとの答弁でした。

また、委員より、子宮頸がん予防ワクチン接種委託料が減額となっているが、受診が100%できていないのではないかとの質疑があり、理事者より、受診者が当初の見込みより少なかったための減額であり、受診率を上げるため、今後さらに周知徹底していきたいとの答弁でした。

教育委員会関係では、委員より、教育費県補助金の非行少年等自立支援モデル事業補助金が30万円の減額となっているが、その事業内容についての質疑があり、理事者より、青少年育成センター内で行っている非行などの問題を抱えている青少年の自立支援活動で

あり、20歳未満の就労や在学をしていない青少年やその保護者を対象に生活改善や就労、進学、復学の相談等の活動をしている。現在5名の青少年の指導を行っているとの答弁でした。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）、委員より、柿原東地区施設管理費のうち光熱費が100万円の減額となっているが、その理由との質疑があり、理事者より、水道代と電気代で合計100万円の減額である。その理由は、平成22年度から機能強化工事を行い、マンホールの修繕やポンプの取りかえをしている。そのため、不明水の浸入を防ぎ、ポンプの稼働時間が減り、電気代の減額となっているとの答弁でした。

また、教育委員会より、阿波中学校地震補強工事のうち西校舎その他工事についての今後のスケジュールについての説明がありました。文教厚生委員会としては了承をいたしました。

なお、その件に関しましては、議会閉会后、副市長より説明がございます。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 以上で文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長正木文男君。

○産業建設常任委員長（正木文男君） 皆さん、おはようございます。

議長の指名がございましたので、産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、6月18日、委員5名が出席して会議を開き、付託されました承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について）の所管部分、議案第39号平成24年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についての所管部分、以上の市長提出議案計2件について、理事者より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、付託された議案はすべて原案のとおり可決すべきも



のと決定をいたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第39号平成24年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についての所管部分に関してでございますけれども、産業経済部関係では、農林水産業費に計上されている県単地域農業振興対策事業費など、農業振興費の予算に関しさまざまな質疑が出されました。

まず、委員から、とくしま明日の農林水産業づくり事業補助金1,034万8,000円について、内容を詳しく説明するよう質疑がありました。理事者から、この事業は徳島産地改造支援対策事業補助金であり、事業主体は阿波町農協ミニトマト部会で、事業内容は低コストの養液栽培施設の整備であり、事業費1,764万円、県の補助金が事業費の10分の4と市単補助金10分の1を合わせた事業であるとの答弁がありました。また、とくしま「農村の力」発揮支援事業補助金では、市場町の稲荷集落と大影集落の鳥獣被害防護さくの設置事業であり、事業費はそれぞれ148万1,000円と157万9,000円で、県の補助金が事業費の10分の3と市単補助金10分の2を合わせた事業であるとの答弁がありました。

建設部関係では、委員から、土木費の道路新設改良費と地方道整備事業費の工事請負費について、吉野町と土成町が計上されていないが、このことについて内容を説明するよう質疑があり、理事者から、今回の6月補正では阿波町と市場町に集中しておりますけれども、当初予算と合わせると、4町の地域バランスはとれていると答弁がありました。

最後に、理事者から、本年度予算において、植樹事業と観光拠点づくり事業から構成する、やすらぎ空間整備事業を策定し、西は土柱周辺から東は中央広域環境施設周辺まで、阿波市東西25キロ、阿讃山麓に、桜を中心とし、もみじ、アンズ、スモモなどを栽培し、「やすらぎ空間阿波市」となるべく、市民の皆さんとともに取り組んでいきたいと説明があり、委員から評価するとの意見がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 以上で産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

承認第1号に対する反対討論の許可をします。

反対者、14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 反対討論を行います。

承認第1号専決処分の承認を求めることについての平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について、これは36ページに庁舎建設費4億1,286万7,000円が盛り込まれております。この問題につきましても、今までに一般質問も申し上げていますので、省略します。

今の経済情勢や景気を見れば、余りにも巨額な費用がかかり過ぎであると思いますのと、市の起債も心配されることでもあります。まだまだ市民からもこういった意見がたくさん出ております。これ実情であろうかと思えます。そういう件につきまして、反対の討論といたします。

○議長（阿部雅志君） 次に、承認第1号に対する賛成討論の発言を許可いたします。

岩本雅雄君。

○12番（岩本雅雄君） 議長の許可をいただきましたので、承認第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について、賛成議員を代表して賛成討論をいたします。

今議会に提出されております平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号）は、第1回阿波市議会定例会において提出また議決されました後に確定した地方交付税、国県支出金、市債などの収入面での調整と歳出面では不用額についての減額補正を行い、今後の財政運営を安定的に行うための財政調整基金等の積み立て、また学校施設の耐震整備の円滑な推進を図るための教育施設整備基金の積み立てを行うなどの予算の最終調整を講じたものであります。どの予算においても適正な平成23年度決算の調整のための補正予算であり、非常に重要な予算であります。これらのことから、私は承認第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について賛成いたします。これをもちまして私の賛成討論を終わります。

○議長（阿部雅志君） これで承認第1号に対する討論を終結いたします。

議案第44号に対する反対討論の発言を許可いたします。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議案第44号土地の取得について（新庁舎等建設用地の取得）、この件につきましても、今さっきの反対討論のときに申し上げたとおりでございます。土地購入にしても、行政が取得することに費用がかかり過ぎだとの市民からの意見も出ております。現実を見ても、果たして何ら問題が残らないのかということにつきましても、心配されることが多いと思います。

以上のことから、反対討論といたします。

○議長（阿部雅志君） 次に、議案第44号に対する賛成討論の発言を許可いたします。

12番岩本雅雄君。

○12番（岩本雅雄君） ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第44号新庁舎等建設用地の土地取得について、賛成議員を代表して賛成討論をさせていただきます。

行政組織を集約化することによる市民サービスの向上、行財政改革の推進、防災拠点の形成及び文化交流の中心拠点を持つ魅力あるまちづくり等を実現するため、新庁舎等事業を計画的に進捗させることが重要であると考えております。今議会に議案として提出されております新庁舎等建設用地の土地取得については、本事業の重要課題であり、事業を早期に完成させ、施設の有効利用を図るためには、不可欠な事項であると考えております。そのため、私は、新庁舎建設等事業を推進するため、議案第44号について賛成をいたします。これをもちまして私の賛成討論を終わります。

○議長（阿部雅志君） これで議案第44号に対する討論を終結いたします。

これをもって討論が終結いたしました。

これより採決いたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について）を採決いたします。

各委員長の報告は承認です。

本案は各委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部雅志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）から承認第7号専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）までの計6件についてを一括

して採決いたします。

各委員長の報告は承認です。

各委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号から承認第7号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第39号平成24年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてから議案第41号阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正についての計3件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号土地の取得について（新庁舎等建設用地の取得）を採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部雅志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号土地の取得について（学校給食センター建設用地の取得）についてから議案第47号徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての計3件を一括して採決をいたします。

各委員長は報告は可決です。

各委員長は報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出を求める請願を起立採決をいたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（阿部雅志君） 起立多数です。よって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。

暫時休息いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（阿部雅志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

追加日程第1 議案第48号 教育委員会委員の任命について

追加日程第2 議案第49号 公平委員会委員の選任について

追加日程第3 議案第50号 固定資産評価員の選任について

追加日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（阿部雅志君） ただいま市長から追加議案としてお手元に配付のとおり、議案第48号教育委員会委員の任命についてから諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての人事案件5件と議案第51号阿波中学校地震補強工事のうち東校舎その他工事（第2工区）請負契約の締結についての1件、計6件がそれぞれ提出されました。

お諮りをいたします。

以上6議案を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5を直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号につきましては、平成24年6月30日をもって任期が満了する1名の教

育委員会委員の方の後任につきまして同意をお願いするものであります。

議案第48号教育委員会委員の任命について。

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所につきましては、阿波市吉野町西条字大西135番地、氏名、大戸井美生、生年月日、昭和39年3月27日生まれ。

平成24年6月25日提出、阿波市長野崎國勝。

提案理由説明でございますが、大戸井美生氏につきましては、地域住民からの信望も厚く、教育に対する識見が高く、誠実な人柄で、本市教育委員会委員として適任者であると考えますので、議会のご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、平成24年7月1日から平成28年6月30日までの4年間となります。

続きまして、議案第49号につきましては、平成24年6月30日をもって任期が満了する1名の公平委員会委員の方の再任について同意をお願いするものです。

議案第49号公平委員会委員の選任について。

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

住所につきましては、阿波市土成町土成字南原77番地の1、氏名、成谷洋子、生年月日、昭和23年2月10日生まれ。

平成24年6月25日提出、阿波市長野崎國勝。

提案理由の説明でございますが、成谷洋子氏につきましては、行政経験豊富で見識高く、公平委員会委員として適任者であると考えますので、引き続き公平委員会委員に選任することについて議会の同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、地方公務員法第9条の2第10項の規定により、平成24年7月1日から平成28年6月30日までの4年間となります。

続きまして、議案第50号につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議案第50号固定資産評価員の選任について。

次の者を固定資産評価員に選任いたしたいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

住所につきましては、阿波市阿波町丸山93番地の12、氏名、石川春義、生年月日、

昭和29年2月28日生まれ。

平成24年6月25日提出、阿波市長野崎國勝。

提案理由でございますが、現市民部長の石川春義氏を固定資産評価員に選任することにつきまして議会の同意を求めるものです。よろしくお願いいたします。

次に、諮問第2号及び諮問第3号につきましては、平成24年9月30日をもって任期が満了する2名の人権擁護委員の方に引き続き委員をお願いすることについて、法務大臣に対し推薦する必要があるため、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

住所、阿波市吉野町柿原字植松7番地の3、氏名、三木吉孝、生年月日、昭和22年1月23日生まれ。

平成24年6月25日提出、阿波市長野崎國勝。

提案理由の説明でございますが、三木吉孝氏につきましては、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えますので、よろしくお願いいたします。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

住所、阿波市市場町上喜来字北原1540番地、氏名、坂東治男、生年月日、昭和23年9月17日生まれ。

平成24年6月25日提出、阿波市長野崎國勝。

提案理由でございますが、坂東氏につきましては、温厚誠実な人柄で、地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として適任者であると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、両委員とも平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間となります。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 説明が終わりました。

これより正規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより議案ごとに採決いたします。

議案第48号教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

大戸井教育委員の入場を許可いたします。

（教育委員 大戸井美生君 入場 午前10時37分）

ここで、教育委員に任命されました大戸井教育委員のごあいさつをちょうだいしたいと思います。

大戸井教育委員、お願いいたします。

○教育委員（大戸井美生君） ただいまご紹介をいただきました大戸井美生と申します。

このたびは名誉ある阿波市教育委員の選任にご同意をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ごらんとおりの若輩者ではありますが、皆様方の大きな力添えをいただきまして、私のできる限りのまことを尽くして、この大任を果たさせていただく覚悟でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

（教育委員 大戸井美生君 退場 午前10時38分）

○議長（阿部雅志君） 次に、議案第49号公平委員会委員の選任についてを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号固定資産評価員の選任についてを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり同意



することに決定いたしました。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

次に、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

**追加日程第6 議案第51号 阿波中学校地震補強工事のうち東校舎その他工事（第2工区）請負契約の締結について**

○議長（阿部雅志君） 次に、追加日程第6、議案第51号阿波中学校地震補強工事のうち東校舎その他工事（第2工区）請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号阿波中学校地震補強工事のうち東校舎その他工事（第2工区）請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものです。

契約金額は1億3,518万1,200円となります。

議案内容の詳細につきましては、教育次長より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご決議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部雅志君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明を求めます。

新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 議長の許可をいただきましたので、議案第51号の補足説明をさせていただきます。

議案第51号阿波中学校地震補強工事のうち東校舎その他工事（第2工区）請負契約の締結について、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

平成24年6月25日提出、阿波市長。

契約の目的は、阿波中学校地震補強工事のうち東校舎その他工事（第2工区）。契約の方法は、入札後審査方式一般競争入札。契約の金額は、1億3,518万1,200円。契約の相手方は、島谷建設・三木建設阿波中学校地震補強工事のうち東校舎その他工事（第2工区）共同企業体。代表構成員は、徳島県徳島市富田橋7丁目17番地、株式会社島谷建設、代表取締役島谷速敏。構成員は、徳島県阿波市市場町市場字町筋70番地1、三木建設株式会社、代表取締役三木誠司。

以上、議案第51号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第51号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

**日程第16 発議第2号 外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書  
について**

○議長（阿部雅志君） 次に、日程第16、発議第2号外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番正木文男君。

○5番（正木文男君） それでは、外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書について説明をいたします。

今、日本を取り巻く環境は、政治も経済も含め、非常に不安定な状況にあります。特に、政治においては、尖閣諸島への中国の不当な介入、中国大使館員のスパイ事件、新潟市においては中国総領事館が市内民有地を大規模に買収した、そしてまた外資による森林買収が北海道の滝川駐屯地が一望できる山林を中国系企業が買収した等、自由に外国資本により日本の土地が買われている現状にあります。このようなことは、日本の国家主権を守るため、本当に懸念すべき事項であると考え、次の意見書を提出するものであります。

案として、読ませていただきます。

外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書。

現在、我が国では、外国資本により水源にかかわる森林や離島を初め、安全保障にも関係する土地などの買収が自由に行われております。これは、国民生活を守る上でも、自治体の行政上にも不都合や支障を生じかねません。

多くの国では、国民生活を守る観点から、外国資本による土地買収には、届け出や許可などを必要とする法律が制定されています。我が国は大正14年に制定された外国人土地法がありますが、形骸化しています。よって、本議会は、政府、国会、法務省、外務省に対し、外国資本による土地買収を制限する法整備を早急に行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月25日、徳島県阿波市議会。

提出先、衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣。

以上について賛成がいただけますよう皆様のご協力よろしくお願いをいたします。

○議長（阿部雅志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） これで、討論を終結いたします。

発議第2号外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書についてを起立採決いたします。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部雅志君） 起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第17 発議第3号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について

○議長（阿部雅志君） 次に、日程第17、発議第3号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

12番岩本雅雄君。

○12番（岩本雅雄君） ただいま議長から許可をいただきましたので、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書（案）を朗読して、説明いたします。

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には非常事態宣言を発令し、政府主導のもとに震災救護と復興に対処しているのである。我が国のように、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例

えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救護活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大するのである。

また、原発事故への初動対応のおくれは、事故情報の第1次発信先が、国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法は、その前文に代表されるように、平時を想定した文面となっており、各国に見られるように、外国からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した非常事態条項が明記されていない。平成16年5月には、この不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が緊急事態基本法の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。

昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。よって、国会及び政府におかれましては、緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月25日。徳島県阿波市議会。

提出先、衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、防衛大臣、外務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、警察庁長官。

以上です。趣旨ご理解をいただき、賛同いただけますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部雅志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書に対して反対の討論を行います。

今、この文面の中に、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとするという文から、いろんな手間取りというところには、現行の法律等で十分対応ができるし、間に合う

問題であろうかと思えます。

それから、その下の我が国の憲法は、その前文に代表されるように、平時を想定した文面となっており、各国に見られるように、外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害想定、非常事態条項が明記されていないとなっておりますが、これは憲法を改正、改悪するにつながると思えます。

また、その下の中国尖閣事件、ロシア各閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威、これは力には力づくでいくような内容にとれます。平和的に解決することが望まれていると思えます。それを越したらどうということになるか、皆さんおわかりになるかと思えます。

以上で反対の討論といたします。

○議長（阿部雅志君） これで、討論を終結いたします。

発議第3号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書についてを起立採決をいたします。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部雅志君） 起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第18 議員派遣の件

○議長（阿部雅志君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第19 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（阿部雅志君） 日程第19、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、市長がごあいさつがございます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 平成24年第2回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

最初に、3点ご報告いたしたいと思います。

まず、市内の県営西長峰工業団地に立地している船場化成株式会社が、今年秋より西長峰工場においてドイツ製の最新型フレキシ印刷機を導入するとともに、工場の一部改装も実施し、ビニール袋等製造に係る新たな製造ラインを整備することになりました。10人程度の新規雇用が見込まれるとのことであり、市内経済の発展に寄与できるものと大いに期待しているところであります。

次に、去る15日に、県外在住者からの移住相談や全国の移住希望者への情報発信等の総合的な受け入れ組織として移住交流支援センターを設置いたしました。今後、関係団体、地域住民との連携を図りながらセンターを最大限に活用することにより、定住・交流人口の増加が見込まれ、地域の活性化が図られるものと考えております。

次に、吉野川市のマンション用ドア製造大手の日本フネン株式会社が、自転車事故防止に役立てるため、自転車用のLEDライト約1,000個を来月中旬に寄贈してくださる予定であり、阿波市内の中学校の全生徒に配布することとしております。市内の中学校生徒の交通安全対策に大きな効果が期待できるものであり、同社のご厚意に感謝申し上げる次第であります。

次に、先週22日に、かねてより懸案でありまして阿波町勝命箇所の築堤工事、延長1,032メートルでございますが、今年度より国土交通省直轄事業として実施されることになったため、久勝公民館において国土交通省徳島河川国道事務所副所長等を招いて、地元説明会を開催いたしました。

勝命箇所につきましては、吉野川下流域において唯一堤防未整備区間であったため、治

水対策の早期安全対策を図るため、市議会ともども、あるいは四国治水期成同盟連合会副会長として、国に対して強く要望活動を行ってまいりました。このたび、念願の事業着手の運びとなり、築堤に係る今年度の予算につきましては約3億円と聞いております。順調に施工されれば、3年程度で完成する計画と伺っております。

さて、今議会は、6月4日に開会以来、本日まで22日の長期間にわたりまして、慎重なご審議を賜り、提出いたしました各議案等につきまして、すべて原案どおりご決定いただきまことにありがとうございました。今議会において賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、十分検討し、今後の市政の運営に生かしてまいりたいと存じます。

なお、現在阿波中学校地震補強工事のうち西校舎その他工事、第2工区でございますけれども、請負につきましては、仮契約の締結に向けて事務を進めているところであり、来月中旬に仮契約締結後、速やかに議案を提出し、臨時会においてご審議いただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

梅雨空のもと夏が近づいてきますが、議員各位におかれましては健康には十分ご留意され、引き続き市勢発展のために格別のご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

○議長（阿部雅志君） これで本日の会議を閉じます。

平成24年第2回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員